

## 平成 29 年度入札・契約制度の変更点

最新更新 平成 29 年 4 月 1 日

### ■観音寺市契約規則の一部改正

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

遅延利息の変更 (第 43 条)

「年 2.8 パーセント」 → 「年 2.7 パーセント」

### ■観音寺市建設工事請負契約約款の一部改正

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

契約が解除された場合等の違約金について (第 46 条の 2)

履行不能となった場合の破産法における選任された破産管財人、会社更生法における選任された管財人、民事再生法における選任された再生債務者等をそれぞれ設定できる内容に変更

遅延利息の変更 (第 35 条、第 43 条、第 48 条、第 51 条)

「年 2.8 パーセント」 → 「年 2.7 パーセント」

### ■観音寺市建築設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

契約が解除された場合等の違約金について (第 44 条の 2)

履行不能となった場合の破産法における選任された破産管財人、会社更生法における選任された管財人、民事再生法における選任された再生債務者等をそれぞれ設定できる内容に変更

遅延利息の変更 (第 33 条、第 40 条、第 47 条、第 50 条)

「年 2.8 パーセント」 → 「年 2.7 パーセント」

■観音寺市土木設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

概要

契約が解除された場合等の違約金について (第 45 条の 2)  
履行不能となった場合の破産法における選任された破産管財人、会社更生法における選任された管財人、民事再生法における選任された再生債務者等をそれぞれ設定できる内容に変更  
遅延利息の変更 (第 34 条、第 41 条、第 48 条、第 51 条)  
「年 2.8 パーセント」 → 「年 2.7 パーセント」

■観音寺市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱の一部改正

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

概要

第 3 条第 1 項第 1 号中「10 分の 9.5」 → 「10 分の 9.7」

■観音寺市建設工事指名競争入札参加者資格基準総合点数項目の追加

(平成 29・30 年度登録から)

概要

格付けをする年の前年の 12 月 1 日現在における本市との消防団協力事業所認定に基づき、2 点を加算する。(観音寺市内に営業所を有する業者に限る。)

■建設工事の入札に係る社会保険等の加入要件化

(平成 29・30 年度登録から)

概要

経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄の全てが「有」又は「除外」であれば加入業者として取扱う。当該欄のうち 1 つでも「無」がある場合は、社会保険等の未加入業者とみなし入札参加資格登録の対象外とします。